

モンベル野外活動保険™

(傷害総合保険)

モンベル山岳保険

(運動危険割増付傷害総合保険)

アウトドアライフをより安心して楽しむための
傷害総合保険のご案内

2011年4月～2012年3月

本書の使用期間は2012年3月末までです

安心と一緒に
出かけよう

お申し込みは
全国のモンベルストア
またはウェブサイトから

<http://hoken.montbell.jp>

mont·bell

mont·bell 傷害総合保険

らくらく、スピードお申し込み!

補償プランを選んで加入するだけ。ウェブサイトからならクレジットカードで、モンベルストアではレジでお支払いいただくことで、その場でお手続きが完了します。

お申し込みの翌日午後から 補償がスタート!

メンバーズポイントが貯まります!

モンベルクラブ会員の方には、お買い物と同様、保険料の3%のポイントが、またご家族のご加入についても会員の方に3%のポイントが貯まります。

【補償内容】

野外活動保険™、山岳保険ともに3つのプランからお選びいただけます。

安心プラン

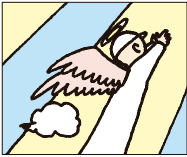
あらゆる不安からあなたを守る、
しっかりプラン

スタンダードプラン

医療費用を実費で補償する、
スリムなプラン

シンプルプラン

重大な事故に最小限で備える、
コンパクトなプラン



死亡されたとき



後遺障害が残ったとき



他人にケガをさせてしまったとき



家族による救援が必要なき



遭難者の捜索が必要なき



医療費が必要なき(実費)



!**ここがポイント**

「入院保険金」「手術保険金」「通院保険金」とは別枠で「傷害医療費用保険金(実費払)」をお支払いします。

<例えば>

重傷を負い、50日間の入院が必要となったAさんの場合(実際にかかった入院費用は差額ベット代などを合せて合計498,000円)

安心プランA029の場合

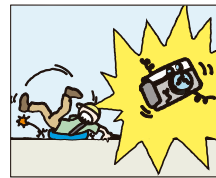
入院保険金: 3,000円×50日=150,000円+傷害医療費用保険金: 498,000円 → 合計648,000円が受け取れます。



入院・手術が必要なき(日額)



通院が必要なき(日額)



自分のものを壊してしまなき



他人のものを壊してしまなき
(野外活動保険™のみ)



!**ここがポイント**

1. 入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1000日用)

事故の日からその日を含めて1000日までの入院および手術に対して保険金を支払う超長期入院に対応しています。

2. 通院保険金支払対象日数延長特約(1000日用)

事故の日からその日を含めて1000日までの通院に対し、90日を限度に保険金を支払う長期入院後の通院に対応しています。

Q&A

Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金の支払い対象となりますか?

A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温火傷なども支払の対象となりません。ただし、滑落などの事故が原因で動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。

Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか?

A. スキーの板は携行品の対象となります。以下、携行品対象となるもの、対象とならないものの主な例をご参考ください。

対象: スキーの板、スノーボードの板、つり竿、デジカメ、メガネ、サングラス、個人用ノートパソコンなど
対象外: カヌー、カヤック、自転車、サーフボードなど

Q3. 救援者費用と遭難捜索費用、遭難捜索追加費用はどう違うのですか?

A. ●「救援者費用」とは、日本国内または国外において生じた遭難などの事故により、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用、諸雑費のことです。「救援者費用等補償特約」ではこれらの費用が補償されます。ただし、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山などの事故については、救援者費用等補償特約で補償されません。

●「遭難捜索費用」とは、日本国内において山岳登山の行程中に遭難した場合に、遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のことです。モンベル山岳保険の「遭難捜索費用特約」ではこれらの費用が補償されます。

●「遭難捜索追加費用」とは、日本国内において山岳登山の行程中に遭難した際に保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した交通費、宿泊費、移送費用、諸雑費のことです。モンベル山岳保険の「遭難捜索追加費用特約」ではこれらの費用が補償されます。

Q4. インターネット環境やクレジットカードがない場合、近くにモンベルストアがない場合は保険契約できませんか?

A. 別途対応いたします。詳しくはM.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)までお問い合わせください。

モンベル 野外活動保険™

トレッキング、サイクリングやゲレンデスキーなど、さまざまなアウトドアライフを楽しむ方のための保険です。アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、ギア(道具)やカメラなど持ち物の盗難や破損、ご家族(救済者)が事故現場へ向かう交通費や宿泊費、他人をケガさせてしまった場合の賠償責任など、あらゆるトラブルからあなたをお守りします。もちろん、日常生活での事故も含まれます。



● あなたのアウトドアライフに合わせて3つのプラン、11のコースをご用意しました。

お仕事での事故を除き私生活のみを補償する「就業中対象外」と、就業中か否かを問わず補償する「24時間補償」があります。

※24時間補償はお仕事の内容により危険度に応じ(A)または(B)の区分に分かれます。(パート・アルバイトを含む)

※無職の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)でのお引き受けとなります。

※自営業者の場合同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている場合は、24時間補償(A)もしくは(B)でのお引き受けとなります。(就業中対象外でのお申し込みはできません)

(単位:円)

プラン名		安心プラン					スタンダードプラン			シンプルプラン			
		A026	A027	A028	A029	A030	B021	B022	B023	C021	C022	C023	
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	900万	600万	350万	200万	100万	900万	600万	200万	900万	600万	200万
		入院保険金日額※1	7,500	6,000	5,000	3,000	1,500	×	×	×	×	×	×
		通院保険金日額※2	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	×	×	×	×	×	×
	特約	傷害医療費用	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	×	×	×
		個人賠償責任	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品(免責3千円)	20万	20万	15万	10万	10万	×	×	×	×	×	×
		受託品賠償(免責5千円)	10万	10万	10万	10万	10万	×	×	×	×	×	×
	救済者費用等補償	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	
就業中対象外	保険期間1年一時払保険料	28,190	22,910	17,850	12,910	9,220	9,880	7,510	4,350	8,520	6,150	2,990	
	保険期間3年一時払保険料	70,630	57,400	44,710	32,340	23,080	24,750	18,810	10,890	21,350	15,410	7,490	
	保険期間5年一時払保険料	112,920	91,780	71,490	51,710	36,900	39,520	30,040	17,400	34,080	24,600	11,960	
24時間補償(A)	保険期間1年一時払保険料	38,620	31,070	24,030	17,200	11,910	14,040	10,650	6,130	11,580	8,190	3,670	
	保険期間3年一時払保険料	96,630	77,730	60,110	43,030	29,800	35,150	26,660	15,340	29,000	20,510	9,190	
	保険期間5年一時払保険料	154,530	124,320	96,130	68,820	47,650	56,160	42,600	24,520	46,320	32,760	14,680	
24時間補償(B)	保険期間1年一時払保険料	50,460	40,220	30,840	21,780	14,610	18,450	13,860	7,740	15,180	10,590	4,470	
	保険期間3年一時払保険料	126,030	100,460	77,020	54,410	36,500	46,180	34,690	19,370	38,000	26,510	11,190	
	保険期間5年一時払保険料	201,570	160,680	123,180	87,020	58,370	73,800	55,440	30,960	60,720	42,360	17,880	

【安心プランのみセット】

(2011.03)

※1 入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1,000日用)、手術保険金は手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍

※2 通院保険金支払対象日数延長特約(1,000日用)

モンベル 山岳保険

ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象とした保険です。

野外活動保険™に危険度の高い山岳登山中の事故の補償を加え、さらに遭難時の救助隊による捜索活動にかかった費用まで補償します。



● あなたのアウトドアライフに合わせて3つのプラン、9のコースをご用意しました。

お仕事中の事故を除き私生活のみを補償する「就業中対象外」と、就業中か否かを問わず補償する「24時間補償」があります。

※24時間補償はお仕事の内容により危険度に応じ(A)または(B)の区分に分かれます。(パート・アルバイトを含む)

※無職者の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)でのお引き受けとなります。

※自営業者の場合同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている場合は、24時間補償(A)もしくは(B)でのお引き受けとなります。(就業中対象外でのお申し込みはできません)

(単位:円)

プラン名		安心プラン			スタンダードプラン			シンプルプラン			
		D024	D025	D026	E021	E022	E023	F021	F022	F023	
保険金額	基本補償	死亡・後遺障害	350万	200万	100万	200万	150万	100万	200万	150万	100万
		入院保険金日額※1	5,000	3,000	1,500	×	×	×	×	×	×
		通院保険金日額※2	3,000	2,000	1,000	×	×	×	×	×	×
		傷害医療費用	50万	50万	50万	50万	50万	50万	×	×	×
	特約	個人賠償責任	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億	1億
		携行品(免責3千円)	15万	10万	10万	×	×	×	×	×	×
		救援者費用等補償	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	500万
		遭難捜索費用	200万	150万	100万	200万	150万	100万	200万	150万	100万
	遭難捜索追加費用	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	
就業中対象外	保険期間1年 一時払保険料	45,730	32,110	20,850	18,730	15,590	12,440	14,420	11,280	8,130	
	保険期間3年 一時払保険料	114,300	80,280	52,140	46,850	38,990	31,120	36,070	28,210	20,340	
	保険期間5年 一時払保険料	182,850	128,410	83,390	74,920	62,340	49,760	57,680	45,100	32,520	
24時間補償(A)	保険期間1年 一時払保険料	51,860	36,370	23,530	20,510	17,200	13,880	15,100	11,790	8,470	
	保険期間3年 一時払保険料	129,730	90,990	58,870	51,300	43,020	34,720	37,770	29,490	21,190	
	保険期間5年 一時払保険料	207,470	145,510	94,140	82,040	68,780	55,520	60,400	47,140	33,880	
24時間補償(B)	保険期間1年 一時払保険料	58,640	40,930	26,220	22,120	18,610	15,090	15,900	12,390	8,870	
	保険期間3年 一時払保険料	146,680	102,390	65,580	55,320	46,540	37,740	39,770	30,990	22,190	
	保険期間5年 一時払保険料	234,570	163,740	104,870	88,480	74,420	60,360	63,600	49,540	35,480	

【安心プランのみセット】

※1 入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(1,000日付)、手術保険金は手術の種類に応じて入院保険金日額の10・20・40倍

※2 通院保険金支払対象日数延長特約(1,000日付)

(2011.03)

野外活動保険™ & 山岳保険 補償内容の概要

基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一保険年度内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した額をお支払いします。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ ①故意または重大な過失、自殺行為、 犯罪行為、闘争行為 ②無資格運転、酒酔運転 ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、 自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など ※割増保険料をお支払いいただいた場合に限り保険金をお支払いします ※山岳保険は運動危険割増付傷害総合保険ですので、山岳登山については補償の対象となります。
後遺障害保険金	ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、後遺障害が生じた場合に、[死亡・後遺障害保険金額×保険金支払割合※]をお支払いします。 ※後遺障害の程度に応じて定める保険金支払割合(4%~100%) (注1)お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注2)既に後遺障害のある被保険者がケガによりその程度を加重された場合には、既にあった後遺障害の保険金支払割合を控除して保険金をお支払いする場合があります。	
入院保険金	ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合(入院に準じた状態の場合を含みます。)、[入院保険金日額×入院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	
手術保険金	入院保険金を支払われる場合において、そのケガの治療のため、手術を受けられた場合に、[入院保険金日額×倍率※]をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 ※手術の種類に応じて定める倍率(10倍・20倍・40倍)	
通院保険金	ケガにより平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。))された場合に、[通院保険金日額×通院日数]をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務または生活に支障がない程度に回復された時以降の通院に対しては保険金をお支払いしません。	
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度等を利用された期間に実際に負担された費用※を、1事故につき傷害医療費用保険金額を上限にお支払いします。 ※公的医療保険制度等の一部負担金、医師の指示により特別の療養環境の病室に入院された場合の差額ベッド代、入院院に係わる交通費など。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復されるまでに要した費用に限ります。	

特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任特約	国内・海外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ※1.賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。 ※2.損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。	1.故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償 3.職務遂行に直接起因する損害賠償(仕事上の損害賠償) 4.自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5.同居の親族に対する損害賠償 など
携行品特約	国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として再調達価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)または修繕費をお支払いします。 ※1.次の物は携行品に含まれませんのでご注意ください。 ●クレジットカード、プリペイドカード、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボート、およびカヌーを含みます。)、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物 ●自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など ※2.貴金属などは、時価額(再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額)となります。 ※3.1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(自己負担額)はご自身で負担いただけます。 ※4.お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、 闘争行為 ②地震、噴火、津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. 差し押さえ、没収などの公権力の行使 3. 欠陥、自然消耗、虫食い 4. 置き忘れ、紛失 5. 擦傷・塗料の剥落など外観のみの機能に支障をきたさない損傷 など
受託品賠償責任特約	被保険者が国内において他人から受託した物を、次の間に、壊したり、盗まれたりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 ①国内において住宅内に保管している間 ②国内・海外を問わず住宅外に持ち出している間 ※1.次のものは受託品に含まれませんのでご注意ください。 ●現金、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、動物、植物 ●スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など ※2.賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。なお、賠償金額は、受託品の時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)から使用による消耗分を控除して算出した金額)を超えないものとします。 ※3.損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※4.1回の事故につき、免責金額(自己負担額)の5,000円はご自身で負担いただけます。 ※5.お支払いする保険金は、同一保険年度を通じて合算し、保険金額が限度となります。	1.職務の用に供されている間の損壊、盗取 2.被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 3.次のような原因により生じた損壊、盗取 ●故意、地震、噴火、津波 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと など
救護者費用等補償特約	国内・海外を問わず、被保険者が乗っていた航空機・船舶が遭難した場合や、被保険者が旅先でケガをし14日以上入院された場合などに、保険契約者、被保険者またはその親族が負担された次の費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険証券記載の救護者費用等保険金額が限度となります。 (1)捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 (2)現地までの救護者の往復交通費(2名分限度) (3)救護者の宿泊料(2名分を限度とし、かつ1名につき14日が限度) (4)現地からの移送費用(遺体輸送費用または治療中の被保険者の住所もしくは住所の属する国の病院に転移するために要した移送費。医師、看護師の付添いに要する費用を含みます。) (5)救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(国外20万円、国内3万円を限度)	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた費用 ①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、 闘争行為 ②無資格運転、酒酔運転 ③脳疾患、病気または心神喪失 ④地震、噴火、津波 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 3. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、 自家用航空機の操縦、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ など
遭難捜索費用特約	被保険者が日本国内において山岳登山の行程中に遭難したことにより、その捜索、救出もしくは移送のため捜索活動を行った者に対し、負担する費用をお支払いします。	
遭難捜索追加費用特約	被保険者が日本国内において山岳登山の行程中に遭難したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担された以下の費用に対して、その費用の負担者にお支払いします。 (1)現地までの救護者の往復交通費(2名分限度) (2)現地における救護者の宿泊料(2名分を限度とし、かつ1名につき14日が限度) (3)現地からの移送費用(遺体移送費用または治療中の被保険者を被保険者の住所もしくは病院もしくは診療所に転移するために要した移送費。付添医師、看護師の付添いに要する費用を含みます。) (4)救護者もしくは被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(3万円を限度)	

※「個人賠償責任特約」「受託品賠償責任特約」における被保険者の範囲は、ご契約タイプに関係なく、ご本人に加え、次の①~③の方が対象となります。ただし、ご本人が未成年の場合、そのご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者を含みます。(ご本人に関する事故に限ります。)

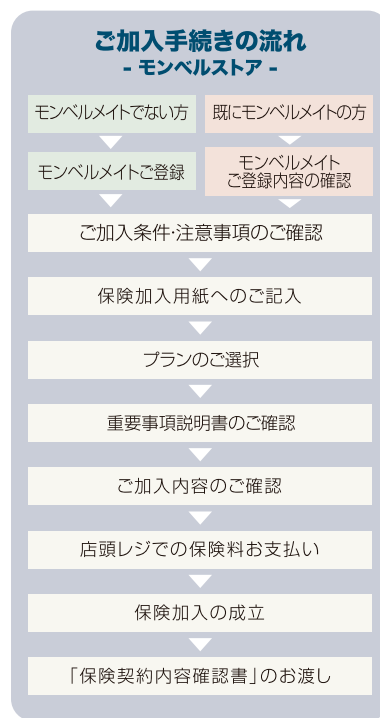
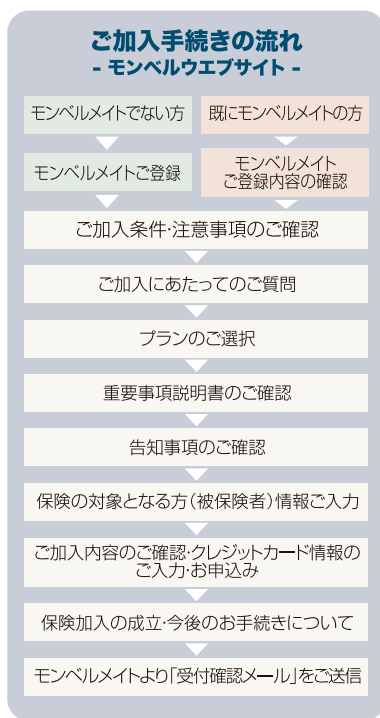
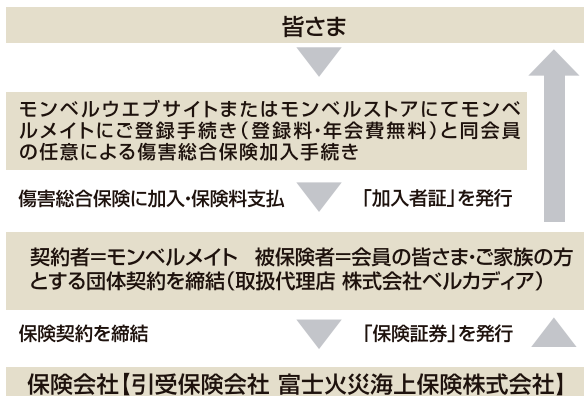
被保険者の範囲について

- ①ご本人の配偶者
- ②ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子(未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。)

【ご加入方法について】

契約方式は、保険契約者をモンベルメイト、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。(ID・パスワードの登録が必要です。)

【引受保険会社】富士火災海上保険株式会社



【ご加入条件について】

<ご加入者(保険料負担者)について>

- モンベルメイトのメンバーです。
- 本人名義のクレジットカードを所有しています。(お取り扱いカード:DC・VISA・MASTER・SAISON)
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有しています。

<その他ご加入条件について>

- 保険期間(保険のご契約期間)は1年間または長期(3年、5年)となります。
- (加入時点年齢での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみお申し込み可能です。)
- 保険責任開始時刻は保険始期日の午後0時(正午)からとなります。
- ウェブサイトからのお申込みの場合、保険料のお支払いはご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。
- 就業中対象外コースは有職者の方(自営業者で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方を除く)のみお選びいただけます。※学生アルバイトを含みません。
- 自営業者で同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方は就業中対象外コースをお選びいただけません。24時間補償(A)コースまたは24時間補償(B)コースでのお引き受けのみとなります。
- 無職者の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)コースとなります。※学生アルバイトを含みます。
- 保険契約の申し込みの撤回など(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 直近2年間で3回以上かつ合計30万円以上の保険金を受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億5,000万円(無職者は3,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 死亡保険金額が他の同種の保険契約と合算で1,000万円超の場合、お引き受け出来ない場合があります。

<保険の対象となる方(被保険者)について>

- 日本国内に居住する個人です。
- 加入時点の年齢が満78歳以下です。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚)です。

mont-bell mate

— モンベルメイトについて —

1.モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。

- モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
- 通信販売利用者●M.O.C.イベント参加者
- アンケート回答者●旧モンベルクラブ会員
- 既保険加入者(2005年4月1日以降)

2.サービス内容

モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害総合保険の加入ならびにメールマガジンの配送サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

3.登録内容に変更があった場合

氏名、住所、eメールアドレスなど届出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどをお届けできず、サービスが受けられなくなることがあります。

●ご加入に際しては重要事項説明書(「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」)を必ずお読みください。なお、お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には印を付けておりますので、必ずご確認ください。また、ご加入者と補償の対象となる方が異なる場合には、その方にもご契約に関する内容をご説明ください。

●このパンフレットは「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しくは「傷害総合保険パンフレット」「傷害総合保険オプション(特約)のご案内」をご覧ください。

●ご不明な点につきましては、代理店までお問い合わせください。

<2011.3 61260 10-404S>

※本書は2012年3月末まで使用することができます。ただし、商品改定、保険料の改定等が発生し、本書の内容に変更が生じた場合は使用することができません

事故が起これば

事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告があると、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ
傷害事故受付

<http://hoken.montbell.jp>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ

☎0120-936-007 携帯電話PHSからは 06-6538-0208

Eメールアドレス hoken@montbell.com

【受付時間】10月～3月 10:00～18:00 日祝定休・4月～9月 10:00～19:00 無休



取扱代理店

Bellcadia

株式会社ベルカディア

保険窓口：M.O.C. (モンベル・アウトドア・チャレンジ) 本部事務局
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町1-33-20

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

引受保険会社

富士火災海上保険株式会社

本社/〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741

東京本社/〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911

<http://www.fujikasai.co.jp>